扶養控除の条件・控除額
早見表＆申告方法ガイド

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

扶養控除とは？

～制度概要と5つの条件～

扶養控除は、**納税者に所得税法上の控除対象扶養親族がいる場合に、一定額の所得控除が受けられる制度**です。
扶養親族に該当するには、その年の12月31日時点で、以下のすべての条件を満たす必要があります。

1. 対象者: 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）であること
2. 年齢: 16歳以上であること
3. 生計: 納税者と生計を一つにしていること（同居は必須ではなく、仕送り等も含まれます）
4. 所得: 年間の合計所得金額が58万円以下であること
5. その他: 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと

扶養控除の所得要件について

扶養親族に該当するための所得要件は「**合計所得金額が58万円以下**」です。
これは、給与収入や年金収入に換算すると、以下の金額が目安となります。

【パート・アルバイト】

給与収入のみの場合、**年収123万円以下**（給与所得控除65万円を引くと所得48万円）であれば扶養に入れます。

【年金受給者】

公的年金等控除額が関わるため、年齢によって基準額が異なります。

- 65歳未満: 年金収入**118万円以下**
- 65歳以上: 年金収入**168万円以下**

【早見表】扶養親族の区分と控除額

扶養控除の額は、扶養親族の年齢や同居の有無によって変わります。

区分	年齢要件	控除額（所得税）
一般の扶養親族	16歳以上	38万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養親族	70歳以上（同居老親等以外）	48万円
老人扶養親族	70歳以上（同居老親等）	58万円

扶養控除の申告方法

扶養控除を受けるためには、所定の申告手続きが必要です。

会社員・公務員の方

年末調整の際に「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」を勤務先に提出します。

個人事業主・自営業の方

確定申告の際に、確定申告書の「**扶養控除**」の欄に必要事項を記載して申告します。

【免責】
※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。